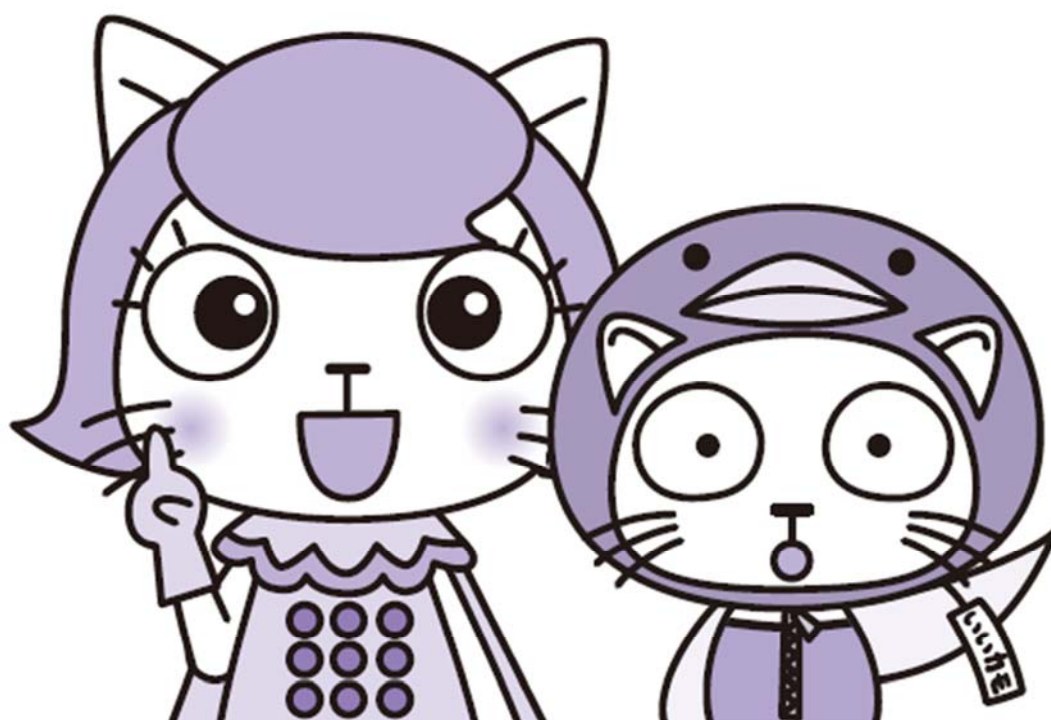


## VII 施策推進のための 行政体制の充実



平成 25 年度の事業概要	平成 24 年度の実績	実績 評価
<p>1 消費者意見の反映（経済労働局）</p> <p>(1) 川崎市消費者行政推進委員会 消費者行政推進委員会は市民の代表で構成され、消費者行政推進計画の策定、苦情の処理・あっせん・調停、訴訟の援助、消費者支援協定の施策について審議する。 委員の構成（9名） 学識経験者 4名 消費者 3名 事業者 2名</p> <p>(2) 消費生活モニター 消費生活モニターを公募し、消費生活に関する意見・提案、くらしの中の情報を聴取するとともに、アンケート調査、各種の研修会等を実施し、消費生活における各種知識の普及・啓発及び消費者リーダーの育成に努める。 定員 70名以内 任期 約1年</p>	<p>1 消費者意見の反映</p> <p>(1) 川崎市消費者行政推進委員会 第1回 5月18日（金） 【議 題】 ・地方消費者行政活性化基金終了後の消費者行政について ・平成23年度消費生活相談について 第2回 8月2日（木） 【議 題】 ・地方消費者行政の充実強化の継続についての意見書の提出について ・平成24年度消費者行政事業概要について ・平成23年度消費生活相談年報について 第3回 1月22日（火） 【議 題】 ・平成24年度上半期消費生活相談統計について ・消費者教育の推進に関する法律について ・消費者行政事業概要の実績評価について 第4回 3月29日（金） 【議 題】 ・平成25年度予算について ・平成25年度事業概要について ・平成24年度苦情処理部会の報告</p> <p>(2) 消費生活モニター 平成24年度消費生活モニター 48名 ・研修会・講演会 委嘱式・研修会 4月26日（木） 消費者行政センターの業務について 他 講座「悪質商法に気をつけよう ～最近の相談事例から～」 第1回意見交換会 7月10日（火） 「私たちのくらしのすべては世界につながっている～商品の一生を知ろう～」 第2回意見交換会 11月15日（木） 「近年の食中毒事例からみた家庭での予防法について」 終了式・研修会 3月15日（金） モニター活動報告 他 講座「落語で学ぶ悪質商法」 ・モニター通信 提出数 48通 ・モニターアンケート 3回</p>	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>V</p> <p>4</p>

Ⅶ 施策推進のための行政体制の充実

平成 25 年度の事業概要	平成 24 年度の実績	実績 評価
<p>(3) 川崎市食の安全確保対策協議会 食の安全に関する情報提供及び情報交換を行い、川崎市の食の安全確保施策の充実について協議する。</p> <p>委員の構成（10名）</p> <p>学識経験者 2名 消費者 4名 事業者 4名</p> <p>(4) 市長への申出 消費者条例に定める市の措置がとられていないときや、同条例に違反する事業活動について、広く市民の消費生活に支障が生じるおそれがあると認めるときは、市民が、市長に条例で定めている措置をとるよう申し出ることにより、消費生活上の支障の拡大を防止する。</p>	<p>(3) 川崎市食の安全確保対策協議会 第1回 8月2日（木） 【議題】 ・食品中の放射性物質の健康影響について ・食品・水道水からの放射性物質検出の問題への取組について ・川崎市食品衛生監視指導計画について 第2回 11月28日（水） 【議題】 ・会長および副会長の選任について ・健康安全研究所について ・冊子『食生活と安全』について ・食の安全・安心フォーラムについて 第3回 2月14日（木） 【議題】 ・平成25年度川崎市食品衛生監視指導計画(案)について ・冊子『食生活と安全』について</p> <p>(4) 市長への申出 市長への申出はなかった</p>	<p>◎</p> <p>—</p>
<p>2 消費者行政の円滑な推進（経済労働局）</p> <p>(1) 庁内関係局との連携 消費者行政は広範囲に及ぶため、市全体で横断的な取組みが必要となる。消費者行政連絡調整会議、食の安全対策協議会幹事会、多重債務関係連絡会議など開催し、庁内関係局と消費者行政を円滑に推進していく。</p>	<p>2 消費者行政の円滑な推進</p> <p>(1) 庁内関係局との連携 川崎市消費者行政連絡調整会議 第1回 2月3日（金） 【議題】 ・平成24年度消費者行政事業概要について</p>	<p>◎</p>

平成 25 年度の事業概要	平成 24 年度の実績	実績 評価
<p>(2) 関係行政機関及び団体との連携強化 国及び他の地方公共団体等の連携を強化し、引き続き情報交換などに努め円滑な消費者行政を推進する。</p> <p>(3) 権限の委任及び移譲に対する執行体制の整備 地方分権の推進に伴い、国や県からの事務権限の委任や委譲に対して、執行体制の整備を行い、円滑な消費者行政を推進する。</p>	<p>(2) 関係行政機関及び団体との連携強化 消費者行政担当省庁、都道府県、政令指定都市との情報交換会議に出席した。 (主な会議) ・消費者行政ブロック会議（関東ブロック） ・大都市消費者行政担当部課長連絡会議 ・全国消費生活センター所長会議 ・消費者問題懇談会 ・関東甲信越ブロック消費生活センター所長会議 ・首都圏消費生活センターと JARO との連絡懇談会 ・事業者指導担当者会議 ・南関東ブロック商品テスト担当者会議 ・P I O-N E T 運営連絡会議 ・多重債務問題懇談会</p> <p>(3) 権限の委任及び移譲に対する執行体制の整備 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、平成 24 年度より県から権限委譲された立入調査等を行った。 【新たな立入検査等】 ・電気用品安全法に基づく立入検査等 ・ガス事業法に基づく立入検査等 ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく立入検査等</p>	<p>◎</p> <p>◎</p>